公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１３２号
岩手県滝沢市巣子1222番地33
債務者　植村　千一
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３０４号
仙台市宮城野区幸町３丁目８番11―504号
債務者　坂本　順一
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４０号
群馬県邑楽郡板倉町朝日野４丁目54番地の４、前住所茨城県古河市静町14番21号　パルティール101号
債務者　藤井　里佳（旧姓髙鳥）
1　決定年月日時　平成27年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第４９号
長野県中野市大字大俣99番地
債務者　馬場　　正
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６号
静岡県富士宮市淀師594番地レオパレスＭＡＰＬＥⅡ108
債務者　冨樫　則幸
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第３９号
岡山県津山市大田209番地１、前住所岡山県津山市沼18番地２　メゾン大石202号室
債務者　岳　　大輔
1　決定年月日時　平成27年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１０２号
香川県さぬき市造田是弘1823番地１
債務者　岩澤　千恵（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０３号
香川県高松市松並町573番地　特別養護老人ホームサマリヤ
債務者　太田　耕治
法定代理人成年後見人　中村　陽介
1　決定年月日時　平成27年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４２号
茨城県日立市十王町友部187番地６　ラ・シャンテ102号、旧住所茨城県日立市森山町２丁目37番12号・千葉県松戸市栄町３丁目156番地の12　コーポ海老沢102号
債務者　吉田　　洋
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第６５号
滋賀県東近江市妙法寺町663番地２　ハイツミッチー103号室
債務者　辻　富美男
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第３０号
滋賀県長浜市神照町717番地３
債務者　後藤　　満
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第３３０号
神戸市長田区西山町３丁目６番14号メゾン西山Ａ―201号
債務者　伊藤一男こと　徐　　一男
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６３号
兵庫県西宮市桜町４―10　桜ハイツ２号棟106、住民票上の住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番29―415号
債務者　粥川　耕一
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２６８号
兵庫県尼崎市元浜町２丁目106番地　三和不動産ビル３―Ｄ
債務者　木元　玉江
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２７１号
兵庫県尼崎市稲葉荘１丁目５番１号　レオパレス高尾Ⅰ105号
債務者　辻野　勝輝
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３１７号
広島市中区大手町３丁目12番９―202号　津田マンション
債務者　濵口　直子
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
広島地方裁判所民事第４部